

○中国地方整備局告示第百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十五日

中国地方整備局長 栗田 悟

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 二級河川阿弥陀川砂防災害復旧工事（鳥取県西伯郡大山町坊領地内及び同町豊房地内）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 鳥取県西伯郡大山町坊領字立岩ノ下及び字大木ノ下並びに同町豊房字下上ノ原林及び字尾上ミ平地内
- 2 使用の部分 鳥取県西伯郡大山町坊領字立岩ノ下及び字大木ノ下並びに同町豊房字下上ノ原林及び字尾上ミ平地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県西伯郡大山町坊領地内及び同町豊房地内における「二級河川阿弥陀川砂防災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川阿弥陀川砂防災害復旧工事」（以下「本体事業」という。）は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に掲げる砂防設備に関する工事であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

また、本体工事において必要となる工事用道路及び沈殿池設置工事は、法第3条第35号に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、砂防法第2条の規定により昭和42年3月31日付け建設省告示第1178号及び平成4年3月25日付け建設省告示第836号により指定された土地の区域で施行される事業であり、同法第5条の規定に基づき、起業者である鳥取県は鳥取県内における砂防設備を管理し、その工事を施行する権能を有しているものである。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川阿弥陀川（以下「阿弥陀川」という。）は、その源を大山三鉢峰の剣谷に発し、飯戸川、坊領川及び川手川の三河川を合流しながら、鳥取県西伯郡大山町（以下「大山町」という。）を北西に流下し日本海に注ぐ、全長約17.3km、流域面積は36.9km²、平均勾配は6%と急流な河川である。

阿弥陀川は、平常時は水量は少ないが、しばしば大水が出るので川幅は広く、近年においては、大正7年、昭和9年、昭和34年及び昭和39年に大災害が発生し、大正7年では流出家屋5戸、昭和9年では流出家屋3戸などの被害が発生している。

そのため、阿弥陀川は、土砂災害を未然に防ぐべく昭和8年以降、砂防指定地の指定がなされると共に床固工をはじめとする砂防設備も施行されている。

しかしながら、平成23年9月の台風12号では、鳥取地方気象台大山観測所にて、最大24時間降雨量約900mmを観測、計画高水流量（50年に1回の洪水規模）375m³/秒に対し、約414m³/秒の洪水が発生し、大山町坊領地内において、河岸の被害が3箇所及び床固めの崩壊が2箇所発生した。今後の豪雨等により、更なる土砂流出の発生、流出した土砂の堆積による下流域での水位上昇及び浸水被害が想定されるとともに、上流側の河床低下の進行により、上流側に存する床固めや河岸の崩壊にもつながる状況となっている。

本件事業は、崩壊した2基の砂防設備（床固め）の整備を行うものであり、本件事業の完成により、豪雨時などの土砂流出を抑止して、地域住民の生命、財産及び道路などの社会資本の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業により影響を受ける可能性がある希少な動植物について、起業者は、既存資料の「レッドデータブックとっとり」（平成24年3月30日発行）で本件事業地近辺に生息している可能性のある希少な動物・植物について精査、学識経験者の意見聴取及び現地調査を行ったところ、動物については、オシドリ（準絶滅危惧種）などの鳥類、アオハダトンボ（準絶滅危惧種）などの昆虫類、淡水魚類であるニッコウイワナ（準絶滅危惧種）及び両生類であるカジカガエルが生息する可能性はあるが、本件事業が既存施設の機能回復であり、施行箇所も従前と隣接しているため生息環境を大きく改変するものではないこと、周辺に同様な生息環境が広く残存することから、希少な動物への影響は少ないとされている。

ただし、工事施工時の騒音による影響が懸念されるオオタカなどの猛禽類については、営巣地を毎年変えるため、工事施工に先立って営巣期である3月から6月に猛禽類の営巣地の調査を学識経験者により行い、営巣が確認された場合は大きな音が発生する機械作業を控える等、環境への影響をできる限り回避・低減できるように万全を期すものとされている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

本件事業地に生息の可能性のある特別天然記念物のオオサンショウウオ（絶滅危

惧Ⅱ類)については、起業者は大山町教育委員会と協議を行い、工事施工にあたっては生息環境に配慮した工法を行っており、工事施工に先立ち行った生息調査では個体は確認されなかったものの、工事中に発見された場合は一時捕獲し、大山町教育委員会の指示に従い、指定の放流箇所へ搬送・放流するなど保護が適切に行われるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、平成23年9月の台風12号の豪雨により被災した床固工2基を整備し、下流域の浸水被害の防止や既存砂防設備等の保全を目的とするものであり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施工方法については、被災前の施設を現況河床高に対応した構造で復旧する方法（以下「申請案」という。）、土砂発生箇所の不安定土砂を撤去する方法（土砂撤去案）、流出土砂を捕捉する堰堤を新設する方法（堰堤新設案）の3案について検討がなされている。

申請案と他の案を比較すると、現存施設に配慮した施工が必要であるものの、河川環境への影響は最も少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、今後の豪雨等により、更なる土砂流出の発生、流出した土砂の堆積による下流域での浸水被害等が想定されることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大山町坊領地区長から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県大山町役場